

和泉市重度障がい者等 就労支援事業

事業概要

重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障がい者等の就労機会拡大及び社会参加の促進を目指します。

だれが利用できる事業なの？

- (1) 和泉市に居住地を有している者であること（原則就業場所は和泉市に限定しない）
 - (2) 和泉市から重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「重度訪問介護等」）のいずれかの支給決定を受けていること
 - (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること
- (※) 1週間の所定労働時間が10時間未満でも、年度末までに企業がこれを10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる場合は対象となる可能性があります。ご相談ください。
- (※) 自営業者等は、当該自営等に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれる方が対象となります。
- (※) 国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等されている方、就労継続支援A型事業所や同一の障がい福祉サービス事業所に雇用され、当該事業所より就労支援を受ける方その他これに準ずる方は対象とはなりません。

どんな支援が受けられるの？

(1) 民間企業で雇用されている方の場合

民間企業が、重度障がい者等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合、重度訪問介護等と同等の支援を行います。

	助成金対象	本事業の対象
通勤支援	各年度申請から 3か月目まで	各年度申請から 4か月目以降
職場等における業務介助 例：文書作成補助、入力作業、外勤の付き添い等	○	×
職場等における業務外の福祉的支援 例：喀痰吸引、姿勢調整、安全確保のための見守り	×	○

お問合せ先

和泉市役所 障がい福祉課 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
TEL：0725-41-1551(代) 0725-99-8133(直通) FAX：0725-44-0111

(2) 自営業の方の場合

自営業として働く場合、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金の対象とならないため、本事業単独で1か月目から、重度訪問介護等と同等の支援を行います。

	助成金対象	本事業の対象
通勤支援	×	○
職場等における業務介助 例：文書作成補助、入力作業、外勤の付き添い等		
職場等における業務外の福祉的支援 例：喀痰吸引、姿勢調整、安全確保のための見守り		

利用料はかかるの？

サービス利用にかかる費用の1割負担がかかります。

ただし、世帯の区分に応じて下記負担上限月額が設けられます。

※世帯：18歳未満の場合・・・本人及び同一世帯の者、18歳以上の場合・・・本人及び配偶者

受給者の区分	負担上限月額
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

申請からご利用までの流れ

1. 障がい福祉課へ申請（※可能な限り、事前に市に相談してください。）

申請に必要なもの

- ①『和泉市重度障がい者等就労支援事業給付費支給申請書』（様式第1号）
- ②『重度障がい者等就労支援計画書』（様式第2号）
- ③「雇用契約書等の写し」または「開業届等の写し」

2. 審査及び利用の決定

利用の可否・支給量の審査を行い、市より決定通知を送付します。

3. 事業者・利用者間の契約

市から決定通知書を受領後、事業者と利用契約を締結します。

4. 利用開始



お問合せ先

和泉市役所 障がい福祉課 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
TEL: 0725-41-1551(代) 0725-99-8133(直通) FAX: 0725-44-0111